

参 考 資 料

目 次

1 職員給与関係資料

令和7年職員給与実態調査の概要	参考-1
第1表 給料表別職員数（性別職員構成）、平均年齢、平均経験年数	参考-2
第2表 給料表別平均給与月額	参考-4
第3表 給料表別・級別・学歴別給料月額等	参考-6
第4表 民間給与と比較対象とした行政職給料表適用職員の平均給与月額	参考-8
第5表 給料表別・級別・号給別職員数	参考-10
第6表 給料表別・級別・年齢別職員数	参考-14
第7表 扶養手当支給状況	参考-18
第8表 扶養親族別職員数	参考-19
第9表 通勤手当支給状況	参考-20
第10表 通勤方法別・距離別職員数	参考-21
第11表 住居手当支給状況	参考-21
第12表 単身赴任手当支給状況	参考-22
第13表 再任用職員の適用給料表別・級別人員	参考-23

2 公務員給与比較資料

第14表 東北各県職員の級別給料月額等（行政職）	参考-24
--------------------------	-------

3 民間給与関係資料

令和7年職種別民間給与実態調査の概要	参考-25
第15表 産業別・企業規模別調査対象事業所数	参考-26
第16表 民間における初任給の状況	参考-27
第17表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等	参考-28
第18表 民間における初任給の改定状況	参考-46
第19表 民間における給与改定の状況	参考-47
第20表 民間における住宅手当の支給状況	参考-49
第21表 民間における通勤手当の支給状況	参考-50
第22表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	参考-51
第23表 民間における定年制の状況等	参考-51

4 生計費及び労働経済指標関係資料

令和7年4月の標準生計費算定方法	参考-53
第24表 山形市における費目別・世帯人員別標準生計費	参考-54
第25表 労働経済指標	参考-56

1 職員給与関係資料

令和7年職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、本県職員の給与を検討するため、令和7年4月1日現在における職員等の給与の支給状況等を調査したものである。

(2) 調査の範囲

「山形県職員等の給与に関する条例」の別表第1から別表第6までの各給料表の適用を受ける県職員、「市町村立学校職員給与負担法」第1条に規定する職員及び「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」第4条第1項の給料表の適用を受ける職員（休職等の職員を除く。）

(3) 調査の内容

給料額、学歴、年齢、経験年数等

《参考》 給与条例の各給料表の適用される主な職（職員）

行政職	： 他の給料表の適用を受けない全ての職員
公安職	： 警察官
教育職(1)	： 教諭（県立高等学校、特別支援学校）
教育職(2)	： 教諭（市町村立小・中学校）
教育職(3)	： 教授（県立大学）
研究職	： 研究所等において試験研究業務に従事する職員
医療職(1)	： 医師、歯科医師
医療職(2)	： 獣医師、薬剤師、栄養士
医療職(3)	： 保健師、看護師
海事職	： 練習船等に乗る職員

第 1 表 給料表別職員数（性別職員構成）、平均年齢、平均経験年数

その 1 山形県職員等の給与に関する条例に定める給料表適用職員

給料表 \ 職員数等	職員数			平 年 均 齢	平 均 経験年数
		うち男性（構成比）	うち女性（構成比）		
行政職	人 3,737	人 % 2,391 (64.0)	人 % 1,346 (36.0)	歳 42.1	年 20.8
公安職	1,853	1,636 (88.3)	217 (11.7)	38.1	17.2
教育職 (1)	2,094	1,128 (53.9)	966 (46.1)	45.8	23.0
教育職 (2)	4,954	2,196 (44.3)	2,758 (55.7)	42.2	19.3
教育職 (3)	29	26 (89.7)	3 (10.3)	58.2	35.2
研究職	261	207 (79.3)	54 (20.7)	42.0	19.1
医療職 (1)	14	6 (42.9)	8 (57.1)	56.6	30.6
医療職 (2)	266	78 (29.3)	188 (70.7)	41.7	19.0
医療職 (3)	113	6 (5.3)	107 (94.7)	43.4	21.2
海事職	22	21 (95.5)	1 (4.5)	48.6	28.7
全給料表	13,343	7,695 (57.7)	5,648 (42.3)	42.2	20.1

その 2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 4 条第 1 項で規定する給料表適用職員

給料表 \ 職員数等	職員数			平 年 均 齢
		うち男性（構成比）	うち女性（構成比）	
特定任期付職員給料表	人 2	人 % 2 (100.0)	人 % 0 (0.0)	歳 67.4

（注） 定年が段階的に引き上げられることに伴い、山形県職員等の給与に関する条例附則第 3 項により給料月額が決定される職員及び相当する職員を除いた数値である（以下第14表までにおいて同じ。）。

第2表 給料表別平均給与月額

年 月 平 額 均 給 与 給 料 表	令和7年4月1日現在									
	給 料 月 額	給料の 調整額	教 職 調整額	扶 養 手 当	管理職 手 当	地 域 手当等	住 居 手 当	教 員 特 別 手 当	その他	合 計
行 政 職	339,053	170		8,372	8,134	865	5,590		5,106	367,290
公 安 職	343,909	53		12,709	2,338	798	4,060		8,364	372,231
教育職(1)	388,719	3,351	14,116	9,975	3,849		4,921	5,539	4,461	434,931
教育職(2)	363,418	1,334	12,118	6,949	6,837		4,938	5,343	4,228	405,165
教育職(3)	491,710			8,172	17,879		17,231		20,803	555,795
研 究 職	358,827	496		9,864	10,288	201	7,456		6,077	393,209
医療職(1)	548,886	25,914		10,107	66,207	104,178	2,000		219,621	976,913
医療職(2)	336,843	16,429		7,707	4,626		4,514		7,034	377,153
医療職(3)	355,832	8,060		6,186	4,982		5,303		4,152	384,515
海 事 職	399,314			12,841			2,545			414,700
全給料表	357,704	1,509	6,714	8,704	6,189	466	5,060	2,853	5,432	394,631

(注) 1 地域手当等には、異動保障による地域手当を含む。

2 その他は、初任給調整手当、単身赴任手当、特勤勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当である。

令和6年4月1日現在									
給 料 月 額	給料の 調整額	教 職 調整額	扶 養 手 当	管理職 手 当	地 域 手当等	住 居 手 当	教 員 特 別 手 当	その他	合 計
円 333,775	円 160	円	円 8,355	円 7,911	円 563	円 5,466	円	円 4,831	円 361,061
332,688	53		12,529	2,247	465	4,053		8,068	360,103
383,497	3,279	13,947	9,525	3,616		4,903	5,570	4,118	428,455
355,671	1,318	11,854	6,469	6,292		4,795	5,399	3,930	395,728
486,879			6,696	17,746		7,304		14,243	532,868
350,299	502		8,984	10,155		8,561		5,337	383,838
538,357	25,914		9,286	62,486	101,767			220,197	958,007
334,659	16,411		7,333	4,161		4,185		6,791	373,540
345,112	8,211		5,449	3,966		4,146		3,642	370,526
388,326			12,391			2,435			403,152
350,751	1,484	6,639	8,384	5,845	326	4,948	2,899	5,098	386,374

第3表 給料表別・級別・学歴別給料月額等

給料表		行政職			公安職			教育職（１）			教育職（２）			教育職（３）		
級	学歴	職員数	年齢	給料月額	職員数	年齢	給料月額	職員数	年齢	給料月額	職員数	年齢	給料月額	職員数	年齢	給料月額
1	大学卒	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円
	短大卒	421	26.3	239,776	48	23.9	267,975	23	39.3	306,470	1	31.1	271,200			
	高校卒	7	35.0	245,943				15	34.7	292,200						
	中学卒	297	25.7	225,927	176	22.1	252,740	13	35.2	286,685						
	計															
2	大学卒	725	26.2	234,162	224	22.5	256,005	51	36.9	297,229	1	31.1	271,200			
	短大卒	274	30.6	265,611	222	29.9	294,897	1,807	45.1	383,762	4,210	40.1	350,195	6	52.1	420,583
	高校卒	2	34.8	264,600	1	28.8	290,500	38	51.2	402,497	76	49.5	389,024			
	中学卒	135	31.7	264,455	157	31.1	296,249	41	52.1	407,744						
	計	411	31.0	265,226	380	30.4	295,444	1,886	45.4	384,661	4,286	40.3	350,884	6	52.1	420,583
特 2	大学卒										19	47.9	411,384			
	短大卒															
	高校卒															
	中学卒															
	計										19	47.9	411,384			
3	大学卒	404	35.9	306,276	228	37.7	331,550	104	53.1	460,026	342	52.6	437,297	9	53.2	453,389
	短大卒	10	37.6	300,830				1	50.6	449,800	2	51.4	430,600			
	高校卒	147	39.0	318,180	213	35.4	320,790									
	中学卒															
	計	561	36.7	309,298	441	36.6	326,353	105	53.1	459,929	344	52.6	437,258	9	53.2	453,389
4	大学卒	404	44.0	368,886	253	43.3	376,861	52	57.1	481,867	304	56.7	453,887	14	64.0	546,829
	短大卒	5	44.5	358,500												
	高校卒	325	49.9	385,084	172	45.5	378,583									
	中学卒															
	計	734	46.6	375,988	425	44.2	377,558	52	57.1	481,867	304	56.7	453,887	14	64.0	546,829
5	大学卒	481	51.5	399,799	154	46.8	414,197									
	短大卒	5	57.4	401,100												
	高校卒	317	55.3	401,834	96	49.9	416,903									
	中学卒	1	51.4	394,700												
	計	804	53.0	400,603	250	48.0	415,236									
6	大学卒	273	55.0	414,409	30	50.7	433,270									
	短大卒															
	高校卒	43	56.9	413,640	13	54.2	433,677									
	中学卒															
	計	316	55.3	414,304	43	51.7	433,393									
7	大学卒	108	56.9	441,478	34	52.0	447,294									
	短大卒															
	高校卒	1	59.6	445,400	35	54.6	447,214									
	中学卒															
	計	109	56.9	441,514	69	53.3	447,254									
8	大学卒	59	57.4	475,681	7	55.8	462,643									
	短大卒															
	高校卒				6	57.7	463,200									
	中学卒															
	計	59	57.4	475,681	13	56.6	462,900									
9	大学卒	18	56.6	532,106	3	58.5	492,900									
	短大卒															
	高校卒				5	57.8	492,900									
	中学卒															
	計	18	56.6	532,106	8	58.1	492,900									
合 計	大学卒	2,442	41.8	342,854	979	39.2	353,400	1,986	45.7	389,429	4,876	42.1	362,992	29	58.2	491,710
	短大卒	29	41.4	312,314	1	28.8	290,500	54	46.6	372,735	78	49.6	390,090			
	高校卒	1,265	42.6	332,284	873	36.9	333,327	54	48.0	378,600						
	中学卒	1	51.4	394,700												
	計	3,737	42.1	339,053	1,853	38.1	343,909	2,094	45.8	388,719	4,954	42.2	363,418	29	58.2	491,710

研 究 職			医療職 (1)			医療職 (2)			医療職 (3)			海 事 職								
職員数	年齢	給料月額	職員数	年齢	給料月額	職員数	年齢	給料月額	職員数	年齢	給料月額	職員数	年齢	給料月額						
人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円						
						6	25.7	234,400												
						1	30.6	245,000												
						7	26.4	235,914												
122	31.3	303,321	1	41.1	469,100	20	29.0	260,500	15	26.2	274,147									
						11	26.7	247,882	2	26.6	276,600	1	39.8	320,200						
												1	28.8	311,000						
122	31.3	303,321	1	41.1	469,100	31	28.2	256,023	17	26.2	274,435	2	34.3	315,600						
92	48.4	393,649	5	49.6	519,960	34	32.4	289,438	14	33.3	304,214									
2	51.3	408,700				37	34.2	292,600	7	34.9	307,586	2	36.1	356,800						
1	50.7	404,100				1	36.3	297,500				4	44.2	369,375						
												1	53.2	381,400						
95	48.5	394,076	5	49.6	519,960	72	33.4	291,175	21	33.8	305,338	7	43.2	367,500						
40	57.2	431,923	8	62.9	576,938	28	44.0	343,068	5	38.5	333,500	1	47.2	426,900						
1	55.5	436,500				33	42.2	339,773	10	43.5	347,710	3	56.6	435,067						
						1	45.7	351,000				9	53.6	427,678						
41	57.1	432,034	8	62.9	576,938	62	43.0	341,442	15	41.8	342,973	13	53.8	429,323						
3	59.5	499,333				37	50.6	396,384	13	44.2	382,092									
									3	52.0	397,733									
3	59.5	499,333							70	51.6	396,817	50	51.1	394,798						
									13	55.4	413,769	8	56.1	424,600						
									5	58.7	411,380	2	58.9	425,100						
									18	56.3	413,106	10	56.6	424,700						
									6	57.4	444,167									
						6	57.4	444,167												
257	41.8	357,960	14	56.6	548,886	138	42.4	343,239	55	37.7	334,595	1	47.2	426,900						
3	52.7	417,967				122	40.8	329,070	58	48.8	375,971	6	47.0	389,833						
1	50.7	404,100				6	44.8	347,783				14	49.1	402,686						
												1	53.2	381,400						
261	42.0	358,827	14	56.6	548,886	266	41.7	336,843	113	43.4	355,832	22	48.6	399,314						

第4表 民間給与と比較対象とした行政職給料表適用職員の平均給与月額

給与種目	令和7年	令和6年
給料	343,151	336,492
扶養手当	8,659	8,527
管理職手当	8,410	7,968
地域手当等	876	521
住居手当	5,630	5,508
その他の	5,244	4,911
合計 (平均給与月額)	371,970	363,927

- (注) 1 公民給与の比較は、公民とも個々人の主な給与決定要素（職種、役職段階、学歴、年齢）を同じくする者同士を比較しており、民間従業員に給与決定要素を同じくする者がいない職員の給与は比較対象から除外されるため、第2表における行政職の給与月額の合計とは一致しない。
- 2 給料には、給料の調整額を含む。
- 3 地域手当等には、異動保障による地域手当を含む。
- 4 その他の、初任給調整手当、単身赴任手当、特勤勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当である。

第5表 給料表別・級別・号給別職員数（その1）

給料表	号給 級	1	5	9	13	17	21	25	29	33	37	41	45	49	53	57	61	65	69	73	77	81	85	89
		4	8	12	16	20	24	28	32	36	40	44	48	52	56	60	64	68	72	76	80	84	88	92
行政職	1			30	31	40	41	26	154	84	121	85	25	13	15	9	8	10	3	2	1	1	1	
	2	1		13	60	24	77	77	80	36	17	10	6	3	3	1	1			1		1		
	3			4	43	32	50	53	52	69	68	56	52	21	24	13	14	4		1	2	1		1
	4						3	19	23	38	58	56	75	65	50	34	27	32	30	43	47	52	82	
	5	1										2	9	8	36	41	58	127	108	105	92	54	163	
	6	2							1	1	51	111	69	43	25	11	1	1						
	7				69	13	6	11	6	3				1										
	8	53	6																					
	9	17	1																					
	計																							
公安職	1		22	26	19	25	26	50	32	8	6	3	2	2	1				1					
	2						11	19	37	38	37	37	37	33	17	21	14	20	22	7	9	11	3	2
	3			2	2	7	9	11	15	18	19	20	23	16	24	25	27	34	26	18	14	29	23	21
	4				1		7	3	4	6	9	17	14	31	15	25	19	30	28	37	19	19	18	14
	5				2		3		4	6	9	13	17	21	18	18	32	18	13	16	15	8	37	
	6													2	2	5	5	3	3	13	6	1	3	
	7										1	27	7	8	8	4	6	3	3	2				
	8								13															
	9		8																					
	計																							
教育職(1)	1		1		1			1	2			2	1	2	1	2		4	3	2	4	6	1	2
	2	18	22	30	31	29	26	25	27	43	36	32	34	29	43	38	41	40	36	33	46	48	40	40
	3				1				2	2	3	15	18	22	17	16	9							
	4			8	30	8	6																	
	計																							
教育職(2)	1											1												
	2		1		105	145	166	173	164	151	160	136	142	122	124	131	98	110	92	72	108	88	100	76
	特2									1	1			1		2	3		1	4	2	1		2
	3													1	7	14	26	56	74	54	43	42	27	
	4	7	121	66	48	47	15																	
	計																							
教育職(3)	1																							
	2										2									1	2	1		
	3						1				1	1		1			3	2						
	4			9	5																			
	計																							

93 5	97 5	101 5	105 5	109 5	113 5	117 5	121 5	125 5	129 5	133 5	137 5	141 5	145 5	149 5	153 5	157 5	161 5	165 5	169	計	平均 給料 月額
96	100	104	108	112	116	120	124	128	132	136	140	144	148	152	156	160	164	168		725 ^人	234,162 ^円
25																				411	265,226
	1																			561	309,298
																				734	375,988
																				804	400,603
																				316	414,304
																				109	441,514
																				59	475,681
																				18	532,106
																				3,737	339,053
				1																224	256,005
2	2	1																		380	295,444
10	12	11	7	6	3	4	3	2												441	326,353
11	4	4	12	10	8	27	33													425	377,558
																				250	415,236
																				43	433,393
																				69	447,254
																				13	462,900
																				8	492,900
																				1,853	343,909
2	5	3	2	1	1		1				1									51	297,229
52	58	58	40	72	59	65	92	65	65	137	165	139	32							1,886	384,661
																				105	459,929
																				52	481,867
																				2,094	388,719
																				1	271,200
80	62	68	56	83	77	66	67	74	65	91	70	85	191	304	263	120				4,286	350,884
	1																			19	411,384
																				344	437,258
																				304	453,887
																				4,954	363,418
																				6	420,583
																				9	453,389
																				14	546,829
																				29	491,710

給料表別・級別・号給別職員数（その2）

給料表	号給 級	1	5	9	13	17	21	25	29	33	37	41	45	49	53	57	61	65	69	73	77	81	85	89
		4	8	12	16	20	24	28	32	36	40	44	48	52	56	60	64	68	72	76	80	84	88	92
研究職	1																							
	2		7	8	9	8	1	8	10	11	2	5	5	9	5	6	6	7	7	3	1	2	1	1
	3					3	1	4	3	7	3	7	1	1	7	5	8	8	3	5	5	24		
	4								13	13	5	5	4			1								
	5		3																					
	計																							
医療職(1)	1																							
	2											1												
	3		1							1						1	1			1				
	4		8																					
	計																							
医療職(2)	1				2		1	1			2												1	
	2	1	4	3	3	4	4	2	4	1			3							1	1			
	3	1	1	3	6	6	10	11	10	9	1	6	5	1	2									
	4									4	7	6	3	8	4	3	2	7	8	3	3	4		
	5																4	9	13	12	32			
	6								7	2	4	2	1	1	1									
	7			1	2	3																		
	計																							
医療職(3)	1																							
	2						6	6	4						1									
	3		2	1	2	1	1	1	2	2	4	2		1	1					1				
	4						1	1				1		1	5	1	2	2	1					
	5						1					1	1	4	4	2	2	4	2	2	3	11	1	12
	6								3	7														
	計																							
海事職	1																							
	2						1			1														
	3							1	1	2		1						1			1			
	4								2		1	1		2		4	1	2						
	5																							
	計																							

93 5	97 5	101 5	105 5	109 5	113 5	117 5	121 5	125 5	129 5	133 5	137 5	141 5	145 5	149 5	153 5	157 5	161 5	165 5	169	計	平 均 給 料 月 額
96	100	104	108	112	116	120	124	128	132	136	140	144	148	152	156	160	164	168		人	円
																				122	303, 321
																				95	394, 076
																				41	432, 034
																				3	499, 333
																				261	358, 827
																				1	469, 100
																				5	519, 960
																				8	576, 938
																				14	548, 886
																				7	235, 914
																				31	256, 023
																				72	291, 175
																				62	341, 442
																				70	396, 817
																				18	413, 106
																				6	444, 167
																				266	336, 843
																				17	274, 435
																				21	305, 338
																				15	342, 973
																				50	394, 798
																				10	424, 700
																				113	355, 832
																				2	315, 600
																				7	367, 500
																				13	429, 323
																				22	399, 314

第6表 給料表別・級別・年齢別職員数（その1）

給料表	年 齢 級	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
行政職	1	19	18	33	32	101	83	95	101	115	22	21	14	4	8	7	6	6	5	2	4	2	1	1
	2						1				63	68	73	80	37	15	13	9	8	6	6	5	3	6
	3														33	51	60	57	57	62	57	48	36	28
	4																					13	26	29
	5												1											
	6															1	1							
	7																							
	8																			1				
	9																					1		
	計	19	18	33	32	101	84	95	101	115	85	89	88	84	78	74	80	72	70	71	67	69	66	64
公安職	1	21	27	19	25	40	51	20	6	2	3	3	1	3			1						1	1
	2							26	34	43	42	31	39	31	21	18	18	18	11	6	13	7	3	3
	3						2	2	7	11	17	11	21	25	25	16	25	29	34	18	30	23	12	22
	4												3	7	3	7	6	9	21	23	17	19	24	29
	5																	1	1	2	5	4	9	14
	6																							
	7																							
	8																							
	9																							
	計	21	27	19	25	40	53	48	47	56	62	45	64	66	49	41	50	57	67	49	65	53	49	69
教育職(1)	1		1		1				2	1			3	1	2	2	3	1	3	1	5	4	4	3
	2					18	18	32	34	27	24	22	26	38	36	33	39	29	35	36	36	44	36	39
	3																							
	4																							
	計		1		1	18	18	32	36	28	24	22	29	39	38	35	42	30	38	37	41	48	40	42
教育職(2)	1														1									
	2			1		105	135	175	161	144	160	163	126	143	122	116	132	95	105	117	94	96	63	90
	特2																				1			
	3																							
	4																							
	計			1		105	135	175	161	144	160	163	126	143	123	116	132	95	105	117	95	96	63	90
教育職(3)	1																							
	2																							
	3																							
	4																							
	計																							

41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60 歲 以上	計	平均年齡
3	1									1									20	725 ^人	26.2 ^歲
7	3	2	1	2	1		1	1												411	31.0
26	18	10	3	4	4		2	1	1	1	1			1						561	36.7
53	58	66	67	51	41	38	43	43	48	55	42	30	13	7	6	2	2	1		734	46.6
			4	13	31	30	51	56	48	52	87	76	103	65	54	52	38	43		804	53.0
					1	1	2	4	6	18	25	30	50	49	28	36	38	26		316	55.3
											3	6	9	16	17	21	17	20		109	56.9
													1	8	7	19	7	16		59	57.4
	1									1							6	9		18	56.6
89	81	78	75	70	78	69	99	105	103	128	158	142	176	146	112	130	108	115	20	3,737	42.1
																				224	22.5
5	1	1	4	3		1	1													380	30.4
13	22	10	13	11	12	6	7	5	6	6										441	36.6
28	13	26	20	17	24	9	12	9	12	10	6	9	5	8	10	11	12	16		425	44.2
12	11	16	8	19	15	10	16	12	17	11	13	9	6	5	9	9	10	6		250	48.0
	1	1	2	4	2	1	2	2	3	2	3	2	3	5	3	3	4			43	51.7
				2	3	2	2	4	9	8	6	3	6	4	2	5	6	7		69	53.3
												2	3		2	1	1	4		13	56.6
															3		2	3		8	58.1
58	48	54	47	56	56	29	40	32	47	37	28	25	23	22	29	29	35	36		1,853	38.1
5	1	2	2	1	1			2												51	36.9
38	44	52	43	60	61	73	56	67	89	76	72	95	75	79	67	97	64	76		1,886	45.4
		1		1	1	2	3	4	17	10	14	12	13	8	5	7	3	4		105	53.1
										1		8	4	1	6	6	15	11		52	57.1
43	45	55	45	62	63	75	59	73	106	87	86	115	92	88	78	110	82	91		2,094	45.8
																				1	31.1
78	53	71	83	86	100	69	82	82	86	98	92	97	100	118	157	156	193	142		4,286	40.3
1	1	1	2	2	1		2	3		1		2		1	1					19	47.9
			2	7	11	19	19	28	32	33	43	31	38	22	15	13	11	20		344	52.6
								2	3	13	9	17	26	41	37	36	56	64		304	56.7
79	54	72	87	95	112	88	103	115	121	145	144	147	164	182	210	205	260	226		4,954	42.2
2												2				1			1	6	52.1
1					2	1							1		1				3	9	53.2
											1						1		12	14	64.0
3					2	1					1	2	1		1	1	1		16	29	58.2

給料表別・級別・年齢別職員数（その２）

給料表 級	年 齢	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
研 究 職	1																							
	2					3	4	8	8	9	5	9	9	8	6	4	9	7	5	6	9	4	4	2
	3																					1	2	2
	4																							
	5																							
	計					3	4	8	8	9	5	9	9	8	6	4	9	7	5	6	9	5	6	4
医 療 職 (1)	1																							
	2																							
	3																							
	4																							
	計																							
医 療 職 (2)	1			2		1		1		1				1										
	2					1	4	4	6	4	1	1	2	1	1			2	1		1		1	
	3										2	1	7	7	10	8	10	7	5	8	1	3	1	2
	4																			3	3	5	6	6
	5																							
	6																							
	7																							
	計			2		2	4	5	6	5	3	2	9	9	11	8	10	9	6	11	5	8	8	8
医 療 職 (3)	1																							
	2							5	4	6	1							1						
	3										2	1	1	2	1	1	3	1	2	2	2	1		1
	4																	2				1		3
	5																							1
	6																							
	計							5	4	6	3	1	1	2	1	1	3	4	2	2	2	2		5
海 事 職	1																							
	2											1											1	
	3																		1		1	1		
	4																							
	5																							
	計											1							1		1	1	1	

41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60 歳 以上	計	平均年齢
																				人	歳
	2				1															122	31.3
3	4	9	3	6	8	7	7	3	7	7	6	5	6	4	3	2				95	48.5
											1	1	1	6	10	9	6	7		41	57.1
																		3		3	59.5
3	6	9	3	6	9	7	7	3	7	7	7	6	7	10	13	11	6	10		261	42.0
1																				1	41.1
1						1			1				1	1						5	49.6
													1				1		6	8	62.9
2						1			1				2	1			1		6	14	56.6
1																				7	26.4
	1																			31	28.2
																				72	33.4
4	2	3	8	5	4	8	3	1	1											62	43.0
				1	2	4	7	8	8	12	11	3	4	2	1	5	1	1		70	51.6
									1	1		2	1	1	5	2	2	3		18	56.3
														2	1		2	1		6	57.4
5	3	3	8	6	6	12	10	9	10	13	11	5	5	5	7	7	5	5		266	41.7
																				17	26.2
		1																		21	33.8
2		1	3	1	2															15	41.8
1	1	2	5	3	2	1	3		6	4	1	1	1	2	6	4	5	1		50	51.1
												3	1		1		3	2		10	56.6
3	1	4	8	4	4	1	3		6	4	1	4	2	2	7	4	8	3		113	43.4
																				2	34.3
			1	1				1				1								7	43.2
					2	1			1		1	2		1	1		1	3		13	53.8
			1	1	2	1		1	1		1	3		1	1		1	3		22	48.6

第7表 扶養手当支給状況

区 分	合 計	行 政 職	公 安 職	教育職(1)	教育職(2)	そ の 他
受 給 者	5,334 ^人 (40.0)	1,490 (39.9)	1,062 (57.3)	923 (44.1)	1,588 (32.1)	271 (38.4)
受給者1人当たり 平均手当額	21,772 ^円	20,998	22,175	22,630	21,678	22,083
扶 養 親 族 数						
配 偶 者	1,585 ^人	449	538	228	298	72
子	8,323 ^人	2,197	1,742	1,479	2,463	442
父 母 等	372 ^人	126	19	80	134	13
扶 養 親 族 合 計	10,280 ^人	2,772	2,299	1,787	2,895	527
うち特定期間 にある子	2,660 ^人	779	357	535	867	122
非 受 給 者	8,009 ^人 (60.0)	2,247 (60.1)	791 (42.7)	1,171 (55.9)	3,366 (67.9)	434 (61.6)
合 計	13,343 ^人 (100.0)	3,737 (100.0)	1,853 (100.0)	2,094 (100.0)	4,954 (100.0)	705 (100.0)
1人当たり平均手当額	8,704 ^円	8,372	12,709	9,975	6,949	8,489

(注) 1 ()内は、全職員を100としたときの割合(%)である。

2 「特定期間にある子」とは、扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子である。

第8表 扶養親族別職員数

区 分	合 計	行 政 職	公 安 職	教育職(1)	教育職(2)	そ の 他
扶 養 手 当 受 給 者	人 5,334	1,490	1,062	923	1,588	271
う ち 扶 養 親 族 で あ る 配 偶 者 を 有 す る 者	人 1,585	449	538	228	298	72
う ち 扶 養 親 族 で あ る 子 子 を 有 す る 者	人 4,681	1,262	934	831	1,416	238
う ち 配 偶 者 ・ 子 以 外 の 扶 養 親 族 を 有 す る 者	人 303	99	16	65	110	13

第9表 通勤手当支給状況

区 分			合 計	行 政 職	公 安 職	教育職(1)	教育職(2)	そ の 他
受給者	交通機関利用者	バス	40人 [0.3]	31 [1.0]	3 [0.2]	1 [0.1]	4 [0.1]	1 [0.2]
		鉄 道	37人 [0.3]	20 [0.6]	4 [0.3]	8 [0.4]	3 [0.1]	2 [0.3]
		小 計	77人 [0.7]	51 [1.6]	7 [0.5]	9 [0.5]	7 [0.2]	3 [0.5]
	交通用具使用者	自 動 車	11,368人 [98.5]	3,048 [96.9]	1,332 [99.3]	1,877 [98.7]	4,487 [99.4]	624 [98.0]
		自 転 車	45人 [0.4]	20 [0.6]	2 [0.1]	7 [0.4]	15 [0.3]	1 [0.2]
		自動二輪	5人 [0.0]	1 [0.0]	—	2 [0.1]	2 [0.0]	—
		小 計	11,418人 [99.0]	3,069 [97.6]	1,334 [99.4]	1,886 [99.2]	4,504 [99.8]	625 [98.1]
	併 用 者		42人 [0.4]	24 [0.8]	1 [0.1]	6 [0.3]	2 [0.0]	9 [1.4]
	計		11,537人 [100.0] (86.5)	3,144 [100.0] (84.1)	1,342 [100.0] (72.4)	1,901 [100.0] (90.8)	4,513 [100.0] (91.1)	637 [100.0] (90.4)
	受給者1人 当たり平均 手 当 額		9,012円	10,203	7,640	10,160	7,671	12,097
	非 受 給 者			1,806人 (13.5)	593 (15.9)	511 (27.6)	193 (9.2)	441 (8.9)
合 計			13,343人 (100.0)	3,737 (100.0)	1,853 (100.0)	2,094 (100.0)	4,954 (100.0)	705 (100.0)
1 人 当 た り 平 均 手 当 額			7,792円	8,584	5,533	9,223	6,989	10,931

(注) () 内は、全職員を100としたときの割合(%)、[] 内は、受給者を100としたときの割合(%)である。

第10表 通勤方法別・距離別職員数

区 分		合 計	通勤距離 (k m)							
			6 未満	6 以上 10未満	10以上 20未満	20以上 30未満	30以上 40未満	40以上 50未満	50以上 60未満	60以上
交利 通機 関者	バ ス	40 人	23	6	3				1	7
	鉄 道	37 人	1	6	14	4	1	4	3	4
	計	77 人	24	12	17	4	1	4	4	11
交使 通 用 具者	自 動 車	11,368 人	3,922	2,192	3,169	1,180	409	332	110	54
	自 転 車	45 人	38	5	2					
	自動二輪	5 人	3	1	1					
	計	11,418 人	3,963	2,198	3,172	1,180	409	332	110	54
併 用 者		42 人			1		1	1	6	33
合 計		11,537 人	3,987	2,210	3,190	1,184	411	337	120	98

第11表 住居手当支給状況

区 分	合 計	行 政 職	公 安 職	教育職(1)	教育職(2)	そ の 他
受 給 者	2,649 人 (19.9)	824 (22.0)	293 (15.8)	403 (19.2)	957 (19.3)	172 (24.4)
受給者1人当たり 平 均 手 当 額	25,485 円	25,352	25,677	25,572	25,560	25,173
非 受 給 者	10,694 人 (80.1)	2,913 (78.0)	1,560 (84.2)	1,691 (80.8)	3,997 (80.7)	533 (75.6)
自 宅	8,761 人 (65.7)	2,343 (62.7)	783 (42.3)	1,516 (72.4)	3,714 (75.0)	405 (57.4)
借 家 ・ 借 間	708 人 (5.3)	233 (6.2)	42 (2.3)	100 (4.8)	277 (5.6)	56 (7.9)
公 舎 等	1,225 人 (9.2)	337 (9.0)	735 (39.7)	75 (3.6)	6 (0.1)	72 (10.2)
合 計	13,343 人 (100.0)	3,737 (100.0)	1,853 (100.0)	2,094 (100.0)	4,954 (100.0)	705 (100.0)
1 人 当 た り 平 均 手 当 額	5,060 円	5,590	4,060	4,921	4,938	6,141

(注) 1 () 内は、全職員を100としたときの割合 (%) である。

2 公舎等には、駐在所、警察学校の寮等に居住する者を含む。

3 受給者には、配偶者の居住する借家・借間に対する手当のみを受給する者を含む。

《参考》 単身赴任している職員の配偶者が居住する借家・借間に係る住居手当の支給状況

配偶者の居住する借家・借間	受 給 者	手当受給者1人当たり平均手当額
	21 人	13,352 円

第12表 単身赴任手当支給状況

区 分	合 計	行 政 職	公 安 職	教育職(1)	教育職(2)	そ の 他
受 給 者	289 ^人 (2.2)	52 (1.4)	187 (10.1)	15 (0.7)	8 (0.2)	27 (3.8)
受給者1人当たり 平 均 手 当 額	34,713 ^円	36,000	33,037	35,867	37,000	42,519
非 受 給 者	13,054 ^人 (97.8)	3,685 (98.6)	1,666 (89.9)	2,079 (99.3)	4,946 (99.8)	678 (96.2)
合 計	13,343 ^人 (100.0)	3,737 (100.0)	1,853 (100.0)	2,094 (100.0)	4,954 (100.0)	705 (100.0)
1 人 当 た り 平 均 手 当 額	752 ^円	501	3,334	257	60	1,628

(注) () 内は、全職員を100としたときの割合 (%) である。

第13表 再任用職員の適用給料表別・級別人員

その1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
行政職	182人				158	23	1				
公安職	84人		1		21	62					
教育職(1)	161人	7	154								
教育職(2)	192人		192								
教育職(3)											
研究職	4人		4								
医療職(1)											
医療職(2)	3人				3						
医療職(3)	3人				3						
海事職	1人					1					
給料表計	630人										

その2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
行政職	24人				23		1				
公安職											
教育職(1)	33人	1	32								
教育職(2)	185人		185								
教育職(3)											
研究職											
医療職(1)											
医療職(2)	1人				1						
医療職(3)	1人				1						
海事職											
給料表計	244人										

2 公務員給与比較資料

第14表 東北各県職員の級別給料月額等（行政職）

級 項 目		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
山形	構 成 比	% 19.4	11.0	15.0	19.6	21.5	8.5	2.9	1.6	0.5		100.0
	経験年数	年 5.3	9.6	15.2	25.7	31.9	32.9	34.2	34.6	33.8		20.8
	年 齢	歳 26.2	31.0	36.7	46.6	53.0	55.3	56.9	57.4	56.6		42.1
	給料月額	円 234,162	265,226	309,298	375,988	400,603	414,304	441,514	475,681	532,106		339,053
青森	構 成 比	% 17.1	20.8	17.5	18.4	14.4	7.0	3.3	1.0	0.5	0.0	100.0
	経験年数	年 3.4	10.9	17.8	26.7	31.1	32.9	33.6	35.5	35.8	—	19.3
	年 齢	歳 24.2	32.9	39.8	48.2	52.3	54.6	55.8	57.5	58.1	—	40.9
	給料月額	円 227,626	263,421	308,362	371,598	394,394	408,806	433,770	469,576	524,985	—	323,055
岩手	構 成 比	% 18.9	18.0	11.0	17.5	21.9	6.1	4.1	1.8	0.5	0.0	100.0
	経験年数	年 3.7	9.7	15.7	25.5	31.3	33.4	33.5	34.6	34.5	36.5	19.8
	年 齢	歳 24.2	31.0	37.5	46.1	52.1	54.6	55.4	56.7	56.8	58.5	40.8
	給料月額	円 229,831	264,787	308,937	371,325	398,234	411,093	439,241	476,596	534,647	580,850	332,553
宮城	構 成 比	% 14.0	16.9	16.6	20.7	19.3	6.7	3.8	1.5	0.5	0.0	100.0
	経験年数	年 3.6	9.5	14.9	24.8	31.5	34.1	33.8	35.2	35.8	36.1	20.1
	年 齢	歳 23.4	30.9	36.5	45.7	52.0	54.6	55.1	56.7	57.3	58.0	41.0
	給料月額	円 227,122	262,962	303,678	371,601	398,349	412,284	438,607	476,906	534,023	573,700	334,723
秋田	構 成 比	% 15.9	14.4	16.3	10.5	31.7	8.0	1.9	0.9	0.2		100.0
	経験年数	年 2.8	8.8	15.0	24.5	31.3	34.3	33.1	35.6	32.9		20.5
	年 齢	歳 23.7	30.1	37.5	45.3	51.8	56.2	55.7	57.9	56.4		41.7
	給料月額	円 225,467	260,733	308,900	371,146	398,238	410,601	438,524	473,215	528,716		336,250
福島	構 成 比	% 15.5	10.7	20.8	27.2	10.0	12.0	2.4	0.9	0.6	0.0	100.0
	経験年数	年 2.5	7.1	13.3	26.2	31.2	30.9	33.2	32.9	33.8	35.1	19.1
	年 齢	歳 24.0	29.1	36.0	47.7	53.0	53.6	55.8	55.7	56.8	58.0	41.2
	給料月額	円 231,692	258,270	300,683	377,266	403,997	420,405	448,444	485,204	541,613	582,900	337,595

3 民間給与関係資料

令和7年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的

この調査は、本県職員の給与を検討するため、令和7年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事院及び各都道府県等人事委員会

(3) 調査の範囲

- ① 調査対象事業所（母集団事業所） 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 559事業所
- ② 調査対象職種 76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

- ① 標本事業所の抽出 (3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により11層に層化し、これらの層から140事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。
- ② 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集計

- ① 調査実人員は、行政職相当職種が4,133人（初任給関係 180人、初任給関係以外 3,953人）であり、その他の職種が380人（初任給関係 10人、初任給関係以外 370人）である。
なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は22,220人であり、このうち、行政職相当職種は18,317人である。
- ② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。
- ③ なお、国に合わせて本県職員給与と民間給与の比較に用いる民間の調査結果は、企業規模100人以上の事業所におけるものとする。

第15表 産業別・企業規模別調査対象事業所数

産 業	企 業 規 模			
	規 模 計	500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	50 人 以 上 100 人 未 満
農業、林業、漁業	事業所 1 (0)	事業所 0 (0)	事業所 0 (0)	事業所 1 (0)
鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	43 (14)	3 (0)	20 (8)	20 (6)
製造業	279 (87)	51 (19)	152 (45)	76 (23)
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業、 運輸業、郵便業	57 (13)	26 (5)	21 (4)	10 (4)
卸売業、小売業	10 (3)	3 (1)	6 (2)	1 (0)
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	10 (3)	8 (3)	2 (0)	0 (0)
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	159 (20)	50 (10)	79 (10)	30 (0)
合 計	559 (140)	141 (38)	280 (69)	138 (33)

(注) 1 () 内は、抽出した標本事業所数である。

2 標本事業所140所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所2所を除いた138所に占める調査完了事業所123所の割合(調査完了率)は、89.1%である。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第16表 民間における初任給の状況

職 種	学 歴	山 形 県				全 国			
		規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	【参考】 50人以上 100人未満	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	【参考】 50人以上 100人未満
新 卒 事 務 員	大 学 卒	円 206,247	円 209,864	円 202,879	円 208,403	円 233,930	円 239,029	円 228,422	円 219,810
	短 大 卒	177,198	*	176,000	*	202,646	206,316	198,531	199,893
	高 校 卒	175,499	179,686	173,691	170,667	191,846	195,413	188,291	182,689
新 卒 技 術 者	大 学 卒	259,331	308,369	225,134	－	238,266	248,471	229,766	222,833
	短 大 卒	207,347	241,606	196,966	*	218,364	225,720	208,871	216,677
	高 校 卒	195,845	206,437	181,787	187,560	197,667	203,196	192,532	190,917
新 卒 事 務 員 ・ 新 卒 技 術 者 計	大 学 卒	230,468	250,932	213,749	208,403	235,367	241,885	228,906	221,223
	短 大 卒	196,929	204,945	192,435	225,012	210,981	216,915	203,816	211,257
	高 校 卒	185,506	196,984	176,713	183,662	195,013	199,577	190,635	187,017

(注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
2 「*」は、調査事業所が1事業所の場合である。

第17表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考	
				きまって支給 する 給 与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A) － (B)		
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	5	54.1	693,996	30	693,966	{ 構成員50人以上の支店（社）の長 （取締役兼任者を除く。）	
	大 学 卒	2	47.5	732,080	0	732,080		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	3	58.5	668,606	50	668,556		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	工 場 長	4	58.5	758,031	0	758,031	{ 構成員50人以上の工場の長 （取締役兼任者を除く。）	
	大 学 卒	2	59.5	801,188	0	801,188		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	2	57.5	714,874	0	714,874		
	中 学 卒	-	-	-	-	-	{ 2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	
	事 務 部 長	99	53.4	544,995	3,951	541,044		
	大 学 卒	47	52.2	582,811	5,324	577,487		
	短 大 卒	15	55.7	529,385	2,196	527,189		
	高 校 卒	37	53.9	503,286	2,920	500,366		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 長	48	52.1	584,809	8,067	576,742		同 上
	大 学 卒	24	51.2	619,600	10,441	609,159		
	短 大 卒	7	51.2	648,054	191	647,863		
	高 校 卒	17	53.7	509,651	7,959	501,692		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		

(注) 「*」は、調査実人員が1人の場合である（以下本表において同じ。）。

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考	
				きまって支給 す る 給 与 (A)		(A) － (B)		
					うち 時間外手当 (B)			
事 務 部	事 務 部 次 長	38	52.0	567,654	4,017	563,637	{ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	
	大 学 卒	23	50.6	552,229	6,587	545,642		
	短 大 卒	4	53.8	650,939	0	650,939		
	高 校 卒	11	54.2	569,620	104	569,516		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部	技 術 部 次 長	15	50.4	555,437	0	555,437	同 上
		大 学 卒	7	50.1	633,873	0	633,873	
		短 大 卒	3	50.2	589,716	0	589,716	
		高 校 卒	5	50.9	425,058	0	425,058	
		中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職 種		事 務 課 長	269	49.6	473,503	7,963	465,540	{ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
		大 学 卒	145	48.3	489,103	9,091	480,012	
		短 大 卒	33	49.1	431,432	7,401	424,031	
		高 校 卒	90	51.8	464,545	6,441	458,104	
		中 学 卒	*	*	*	*	*	
		技 術 課 長	188	50.1	536,234	18,547	517,687	同 上
		大 学 卒	94	49.4	582,845	21,424	561,421	
		短 大 卒	25	49.4	469,954	17,396	452,558	
		高 校 卒	68	51.4	494,397	14,662	479,735	
		中 学 卒	*	*	*	*	*	

(注) 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 す る 給 与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A) － (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	{ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
	大 学 卒	78	47.8	455,583	35,899	419,684	
	短 大 卒	53	45.7	458,179	33,687	424,492	
	高 校 卒	8	50.3	422,323	32,532	389,791	
	中 学 卒	17	53.4	463,142	44,381	418,761	
	技術課長代理	-	-	-	-	-	同 上
	大 学 卒	22	48.3	453,895	52,377	401,518	
	短 大 卒	14	47.0	465,219	63,335	401,884	
	高 校 卒	3	49.5	363,690	53,083	310,607	
	中 学 卒	5	51.1	476,311	21,270	455,041	
	事務係長	-	-	-	-	-	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	333	46.2	391,249	38,428	352,821	
	短 大 卒	147	44.8	408,940	41,213	367,727	
	高 校 卒	56	44.4	360,045	34,296	325,749	
	中 学 卒	127	48.7	382,768	36,408	346,360	
	技術係長	3	48.5	465,827	64,665	401,162	同 上
	大 学 卒	250	47.1	468,931	50,530	418,401	
	短 大 卒	105	44.6	502,839	54,428	448,411	
	高 校 卒	19	47.0	474,635	74,294	400,341	
	中 学 卒	126	49.2	439,815	43,699	396,116	
		中 学 卒	-	-	-	-	-

(注) 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する 給 与 (A)		(A) － (B)	
					うち 時間外手当 (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	321	42.3	360,121	42,109	318,012	{ 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	152	38.6	349,524	43,700	305,824	
	短 大 卒	53	44.5	367,618	38,747	328,871	
	高 校 卒	112	46.3	371,559	41,518	330,041	
	中 学 卒	4	41.8	343,180	42,761	300,419	
	技 術 主 任	162	41.9	384,951	46,672	338,279	同 上
	大 学 卒	68	39.9	402,126	53,274	348,852	
	短 大 卒	36	38.5	355,439	49,095	306,344	
	高 校 卒	58	46.4	383,133	37,429	345,704	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 係 員	976	38.7	280,731	22,333	258,398	
	大 学 卒	341	34.9	281,960	23,114	258,846	
	短 大 卒	173	39.7	259,156	18,955	240,201	
	高 校 卒	459	41.0	287,541	22,888	264,653	
	中 学 卒	3	43.2	343,331	43,501	299,830	
	技 術 係 員	755	37.6	323,562	33,289	290,273	
	大 学 卒	274	33.5	340,212	41,474	298,738	
	短 大 卒	108	34.4	309,761	37,824	271,937	
	高 校 卒	369	41.3	316,027	25,985	290,042	
	中 学 卒	4	52.0	250,687	23,902	226,785	

(注) 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する 給 与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A) - (B)	
		人	歳	円	円	円	
事 務 ・	支 店 長	5	54.1	693,996	30	693,966	{ 構成員50人以上の支店（社）の長 （取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	2	47.5	732,080	0	732,080	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	3	58.5	668,606	50	668,556	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術 関 係 職 種	工 場 長	2	59.0	978,623	0	978,623	{ 構成員50人以上の工場の長 （取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	*	*	*	*	*	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 長	41	52.0	587,447	2,773	584,674	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	26	50.0	604,693	3,105	601,588	
	短 大 卒	8	57.8	559,213	4,117	555,096	
	高 校 卒	7	52.8	555,658	0	555,658	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 部 長	14	54.0	754,983	23,165	731,818	同 上
	大 学 卒	9	53.8	727,858	27,626	700,232	
	短 大 卒	2	51.0	884,678	0	884,678	
	高 校 卒	3	56.5	749,893	25,224	724,669	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 す る 給 与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A) － (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 部 次 長	人	歳	円	円	円	{ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
	大 学 卒	26	51.6	579,473	5,871	573,602	
	短 大 卒	16	50.1	561,377	9,469	551,908	
	高 校 卒	4	53.8	650,939	0	650,939	
	中 学 卒	6	54.2	580,084	191	579,893	
	技 術 部 次 長	－	－	－	－	－	同 上
	大 学 卒	2	49.5	823,700	0	823,700	
	短 大 卒	2	49.5	823,700	0	823,700	
	高 校 卒	－	－	－	－	－	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	事 務 課 長	－	－	－	－	－	{ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	165	49.5	504,622	9,188	495,434	
	短 大 卒	94	48.5	516,687	8,460	508,227	
	高 校 卒	17	49.7	446,753	10,542	436,211	
	中 学 卒	54	51.2	501,839	10,028	491,811	
	技 術 課 長	－	－	－	－	－	同 上
	大 学 卒	96	51.2	636,080	23,930	612,150	
	短 大 卒	57	50.5	665,129	24,240	640,889	
	高 校 卒	7	51.5	563,699	15,959	547,740	
	中 学 卒	31	52.3	598,348	24,610	573,738	
		*	*	*	*	*	

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) － (B)	
事 務 課 長 代 理 ・ 技 術 課 長 代 理 ・ 事 務 係 長 ・ 技 術 係 長 ・<							

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				きまって支給 す る 給 与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A) － (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	189	41.9	398,070	53,570	344,500	{ 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）
	大 学 卒	94	37.2	372,603	53,539	319,064	
	短 大 卒	29	44.4	405,416	50,710	354,706	
	高 校 卒	63	47.7	433,133	54,769	378,364	同 上
	中 学 卒	3	42.5	388,673	57,015	331,658	
	技 術 主 任	70	43.7	430,650	49,470	381,180	
	大 学 卒	29	40.9	419,742	48,948	370,794	
	短 大 卒	12	38.6	410,574	48,311	362,263	
	高 校 卒	29	48.6	449,866	50,473	399,393	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	事 務 係 員	478	39.5	302,762	27,355	275,407	
	大 学 卒	154	34.6	290,491	24,962	265,529	
	短 大 卒	95	41.8	272,804	22,506	250,298	
	高 校 卒	226	41.9	323,177	30,810	292,367	
	中 学 卒	3	43.2	343,331	43,501	299,830	
	技 術 係 員	395	38.3	360,150	39,399	320,751	
	大 学 卒	160	33.5	370,315	43,661	326,654	
	短 大 卒	47	36.6	363,329	49,873	313,456	
	高 校 卒	188	42.8	350,704	33,152	317,552	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 す る 給 与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A) － (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	{ 構成員50人以上の支店（社）の長 （取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	2	58.0	537,439	0	537,439	{ 構成員50人以上の工場の長 （取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	*	*	*	*	*	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 長	58	54.3	514,986	4,785	510,201	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	21	54.9	555,720	8,070	547,650	
	短 大 卒	7	53.4	495,296	0	495,296	
	高 校 卒	30	54.2	491,066	3,601	487,465	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 部 長	34	51.3	514,737	1,851	512,886	同 上
	大 学 卒	15	49.6	554,644	130	554,514	
	短 大 卒	5	51.3	553,404	268	553,136	
	高 校 卒	14	53.1	458,170	4,259	453,911	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考	
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) － (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 部 次 長	人	歳	円	円	円	{ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	
	大 学 卒	12	52.9	542,046	0	542,046		
	短 大 卒	7	51.9	531,319	0	531,319		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	5	54.3	557,064	0	557,064		
	技 術 部 次 長	-	-	-	-	-	同 上	
	大 学 卒	13	50.5	514,165	0	514,165		
	短 大 卒	5	50.3	557,942	0	557,942		
	高 校 卒	3	50.2	589,716	0	589,716		
	中 学 卒	5	50.9	425,058	0	425,058		
	事 務 課 長	-	-	-	-	-		
	大 学 卒	104	49.7	424,130	6,021	418,109		{ 2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	短 大 卒	51	47.9	438,263	10,253	428,010		
	高 校 卒	16	48.4	415,153	4,063	411,090		
	中 学 卒	36	52.7	408,603	1,062	407,541		
	技 術 課 長	*	*	*	*	*		
	大 学 卒	92	49.0	432,047	12,929	419,118		同 上
	短 大 卒	37	47.5	456,084	17,086	438,998		
	高 校 卒	18	48.6	433,498	17,956	415,542		
	中 学 卒	37	50.7	407,304	6,327	400,977		
	-	-	-	-	-			

職 種 名		調 査 実人員	平 年 均 齢	令和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) － (B)		
事 務	事 務 課 長 代 理	人	歳	円	円	円	{ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	
	大 学 卒	16	43. 5	457, 789	62, 423	395, 366		
	短 大 卒	13	42. 3	471, 421	70, 878	400, 543		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	2	50. 0	462, 084	37, 236	424, 848		
	技 術	・ 技 術 課 長 代 理	－	－	－	－	－	同 上
		大 学 卒	6	40. 3	422, 095	72, 384	349, 711	
		短 大 卒	3	37. 2	465, 200	98, 487	366, 713	
		高 校 卒	*	*	*	*	*	
		中 学 卒	2	40. 0	352, 588	0	352, 588	
関 係 職 種		事 務 係 長	－	－	－	－	－	係の長及び係長級専門職
		大 学 卒	138	46. 9	343, 167	31, 529	311, 638	
		短 大 卒	57	45. 0	359, 179	30, 453	328, 726	
		高 校 卒	16	44. 8	330, 428	27, 346	303, 082	
		中 学 卒	64	49. 0	331, 031	32, 642	298, 389	
		技 術 係 長	*	*	*	*	*	同 上
		大 学 卒	109	46. 8	401, 434	51, 304	350, 130	
		短 大 卒	40	43. 3	431, 384	60, 518	370, 866	
		高 校 卒	5	49. 7	410, 961	34, 105	376, 856	
		中 学 卒	64	48. 8	381, 971	46, 890	335, 081	
	中 学 卒	－	－	－	－	－		

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和 7 年 4 月 分平均支給額			備 考
				きまって支給 す る 給 与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A) － (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	人	歳	円	円	円	{ 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	132	42. 8	305, 785	25, 700	280, 085	
	短 大 卒	58	40. 8	312, 120	27, 755	284, 365	
	高 校 卒	24	44. 7	321, 946	24, 290	297, 656	
	中 学 卒	49	44. 4	292, 393	24, 482	267, 911	
	技 術 主 任	*	*	*	*	*	同 上
	大 学 卒	92	40. 6	350, 180	44, 543	305, 637	
	短 大 卒	39	39. 2	389, 027	56, 491	332, 536	
	高 校 卒	24	38. 4	327, 872	49, 487	278, 385	
	中 学 卒	29	44. 2	316, 401	24, 384	292, 017	
	事 務 係 員	－	－	－	－	－	
	大 学 卒	498	37. 8	259, 586	17, 513	242, 073	
	短 大 卒	187	35. 2	274, 935	21, 591	253, 344	
	高 校 卒	78	37. 2	242, 534	14, 629	227, 905	
	中 学 卒	233	40. 2	252, 975	15, 205	237, 770	
	技 術 係 員	－	－	－	－	－	
	大 学 卒	360	36. 8	283, 417	26, 585	256, 832	
	短 大 卒	114	33. 6	297, 964	38, 405	259, 559	
	高 校 卒	61	32. 7	268, 488	28, 541	239, 947	
	中 学 卒	181	39. 9	280, 009	18, 540	261, 469	
中 学 卒	4	52. 0	250, 687	23, 902	226, 785		

【参考】企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 年 均 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する 給 与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A) － (B)	
事務・技術関係職種	支 店 長	人	歳	円	円	円	{ 構成員50人以上の支店（社）の長 （取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	-	-	-	-	-	{ 構成員50人以上の工場の長 （取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 長	16	53.1	434,507	0	434,507	{ 2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	8	52.8	448,676	0	448,676	
	短 大 卒	2	49.0	462,763	0	462,763	
	高 校 卒	6	54.8	406,196	0	406,196	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術 部 長	8	56.0	449,544	4,317	445,227	同 上	
大 学 卒	-	-	-	-	-		
短 大 卒	*	*	*	*	*		
高 校 卒	7	56.1	454,336	4,933	449,403		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 す る 給 与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A) － (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 部 次 長	人	歳	円	円	円	{ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
	大 学 卒	4	52.3	459,991	71,944	388,047	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	－	－	－	－	－	
	中 学 卒	3	53.2	453,414	95,925	357,489	同 上
	技 術 部 次 長	－	－	－	－	－	
	大 学 卒	4	52.0	330,850	0	330,850	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	2	52.5	328,850	0	328,850	
事 務 課 長	－	－	－	－	－	{ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大 学 卒	8	51.6	409,446	15,231	394,215		
短 大 卒	2	53.0	357,280	0	357,280		
高 校 卒	－	－	－	－	－		
中 学 卒	6	51.2	426,835	20,308	406,527		
技 術 課 長	－	－	－	－	－		
種	大 学 卒	15	52.6	377,667	31,872	345,795	同 上
	短 大 卒	3	46.5	333,400	0	333,400	
	高 校 卒	－	－	－	－	－	
	中 学 卒	12	54.1	388,734	39,840	348,894	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和 7 年 4 月 分 平均支給額			備 考
				きま っ て 支 給 す る 給 与	う ち 時 間 外 手 当	(A) － (B)	
事 務	事 務 課 長 代 理	人	歳	円	円	円	{ 前記課長に事故等のあるときの職務代行 者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有 する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認め られる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
	大 学 卒	6	48.3	350,382	15,189	335,193	
	短 大 卒	4	46.5	344,200	0	344,200	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
・ 技 術	技 術 課 長 代 理	—	—	—	—	—	同 上
	大 学 卒	6	51.8	377,534	33,796	343,738	
	短 大 卒	2	44.5	288,200	0	288,200	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	4	55.5	422,201	50,694	371,507	
関 係 職 種	事 務 係 長	—	—	—	—	—	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	32	48.2	307,225	23,386	283,839	
	短 大 卒	6	41.2	324,173	40,142	284,031	
	高 校 卒	4	45.5	347,260	23,665	323,595	
	中 学 卒	22	50.6	295,323	18,766	276,557	
種	技 術 係 長	—	—	—	—	—	同 上
	大 学 卒	21	46.4	311,601	15,498	296,103	
	短 大 卒	6	42.7	301,450	0	301,450	
	高 校 卒	4	53.3	292,636	2,364	290,272	
	中 学 卒	11	45.9	324,033	28,728	295,305	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) － (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	人	歳	円	円	円	{ 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	36	42.9	268,958	24,183	244,775	
	短 大 卒	10	36.7	265,589	26,132	239,457	
	高 校 卒	8	47.0	264,487	9,291	255,196	同 上
	中 学 卒	17	44.1	270,644	27,421	243,223	
	・ 技 術 主 任	*	*	*	*	*	
	大 学 卒	24	39.0	275,784	9,756	266,028	
	短 大 卒	9	40.4	286,345	14,961	271,384	
	高 校 卒	3	34.2	264,627	10,341	254,286	
	中 学 卒	12	39.2	270,653	5,705	264,948	
	事 務 係 員	-	-	-	-	-	
	大 学 卒	96	40.3	243,114	9,767	233,347	
	短 大 卒	20	34.0	248,289	10,508	237,781	
	高 校 卒	7	39.1	255,436	16,055	239,381	
	中 学 卒	69	42.3	240,364	8,914	231,450	
	技 術 係 員	-	-	-	-	-	
	大 学 卒	114	39.1	307,898	32,958	274,940	
	短 大 卒	14	36.4	274,376	26,722	247,654	
	高 校 卒	8	40.4	246,199	10,783	235,416	
	中 学 卒	91	39.0	318,249	36,229	282,020	
中 学 卒	*	*	*	*	*		

その2 その他の職種

企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 す る 給 与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A) － (B)	
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	人	歳	円	円	円	見習、外国語の電話交換手を除く。
	自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手	2	37.0	224,973	14,623	210,350	{ 業務委託契約等に基づき、他の事業所に おいて業務に従事している者を除く。
	守 衛	－	－	－	－	－	
	用 務 員	3	47.8	246,599	8,744	237,855	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長 ・ 副学長・学部長	－	－	－	－	－	
	大 学 教 授	6	57.5	643,927	0	643,927	
	大 学 准 教 授	30	56.8	545,467	13,380	532,087	
	大 学 講 師	31	49.3	468,411	11,564	456,847	
	大 学 助 教	13	40.1	458,242	3,200	455,042	
	高 等 学 校 校 長	－	－	－	－	－	
	高 等 学 校 教 頭	*	*	*	*	*	
	高 等 学 校 主幹教諭・指導教諭	－	－	－	－	－	
高 等 学 校 教 諭	23	53.1	469,599	19,191	450,408		
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	－	－	－	－	－	{ 構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
	研究部（課）長	－	－	－	－	－	{ 2室（係）以上又は構成員7人以上の部 （課）の長
	研究室（係）長	－	－	－	－	－	構成員3人以上の室（係）の長
	主 任 研 究 員	－	－	－	－	－	{ 下記研究員より上位の者（研究所長の職 名を有する者、上記研究部（課）長及び 研究室（係）長を除く。）
	研 究 員	2	28.5	248,731	1,891	246,840	
	研 究 補 助 員	－	－	－	－	－	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) － (B)	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	*	*	*	*	*	部下に医師又は歯科医師 5 人以上 上 記 病 院 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 部下に医師又は歯科医師 1 人以上
	副 院 長	*	*	*	*	*	
	医 科 長	2	43.5	1,585,901	0	1,585,901	
	医 師	4	48.8	1,788,199	225,863	1,562,336	
	歯 科 医 師	－	－	－	－	－	
	薬 局 長	2	48.5	549,479	40,241	509,238	部下に薬剤師 2 人以上
	薬 剤 師	6	46.8	392,196	20,840	371,356	
	診 療 放 射 線 技 師	7	39.9	318,880	12,832	306,048	
	臨 床 検 査 技 師	18	42.2	310,605	12,179	298,426	
	栄 養 士	13	38.9	269,091	23,360	245,731	
	理 学 療 法 士	36	36.2	286,882	9,405	277,477	
	作 業 療 法 士	30	33.5	283,440	10,210	273,230	
	総 看 護 師 長	3	51.5	435,270	7,490	427,780	
	看 護 師 長	16	49.1	400,890	14,946	385,944	
	看 護 師	98	37.8	339,628	35,728	303,900	
	准 看 護 師	22	48.0	301,833	41,382	260,451	

第18表 民間における初任給の改定状況

項 目 学 歴 企業規模			新 規 学 卒 者 の 採 用 あ り	初任給の改定状況			新 規 学 卒 者 の 採 用 な し
				増 額	据置き	減 額	
山 形 県	大 学 卒	規 模 計	29.9	[59.2]	[40.8]	—	70.1
		500人以上	29.5	[47.4]	[52.6]	—	70.5
		100人以上 500人未満	30.1	[65.2]	[34.8]	—	69.9
		【参考】 50人以上 100人未満	6.9	—	[100.0]	—	93.1
	高 校 卒	規 模 計	25.0	[77.3]	[22.7]	—	75.0
		500人以上	23.2	[73.5]	[26.5]	—	76.8
		100人以上 500人未満	25.9	[79.0]	[21.0]	—	74.1
		【参考】 50人以上 100人未満	27.6	[50.0]	[50.0]	—	72.4
全 国	大 学 卒	規 模 計	60.5	[75.5]	[24.4]	[0.1]	39.5
		500人以上	87.5	[80.4]	[19.5]	[0.1]	12.5
		100人以上 500人未満	52.5	[73.1]	[26.8]	[0.2]	47.5
		【参考】 50人以上 100人未満	26.3	[61.0]	[37.7]	[1.3]	73.7
	高 校 卒	規 模 計	35.5	[81.4]	[18.5]	[0.1]	64.5
		500人以上	55.8	[87.6]	[12.3]	[0.1]	44.2
		100人以上 500人未満	29.5	[77.8]	[22.0]	[0.2]	70.5
		【参考】 50人以上 100人未満	14.8	[74.7]	[24.5]	[0.9]	85.2

(注) [] 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第19表 民間における給与改定の状況

その1 ベース改定の実施状況

役職 段階	項 目		ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベース改定の 慣 行 な し
	企業規模					
山 形 県	係 員	規 模 計	% 37.1	% 13.4	% —	% 49.4
		500人以上	—	—	—	100.0
		100人以上 500人未満	39.2	14.2	—	46.6
		【参考】 50人以上 100人未満	54.2	12.5	—	33.3
	課 長 級	規 模 計	30.5	16.8	—	52.7
		500人以上	—	—	—	100.0
		100人以上 500人未満	32.2	17.7	—	50.1
		【参考】 50人以上 100人未満	56.5	13.0	—	30.4
全 国	係 員	規 模 計	61.4	2.1	0.4	36.1
		500人以上	72.7	0.7	0.5	26.2
		100人以上 500人未満	58.0	2.5	0.4	39.1
		【参考】 50人以上 100人未満	51.1	3.3	0.6	45.1
	課 長 級	規 模 計	56.5	3.4	0.2	39.9
		500人以上	64.8	2.4	—	32.8
		100人以上 500人未満	53.9	3.7	0.3	42.1
		【参考】 50人以上 100人未満	48.1	4.1	0.6	47.3

(注) 1 回答のあった本店を対象として集計したものである（その2において同じ。）。

2 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除く事業所数を100とした割合である。

その2 定期昇給の実施状況

役職段階 企業規模			項 目						定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
			増額	減額	変化なし									
						定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施	増額	減額	変化なし	定期昇給 中 止			
山形県	係員	規 模 計	% 93.5	% 93.5	% 64.4	% —	% 29.1	% —	% 6.5					
		500人以上	100.0	100.0	—	—	100.0	—	—					
		100人以上 500人未満	93.2	93.2	67.5	—	25.7	—	6.8					
		【参考】 50人以上 100人未満	81.0	81.0	61.9	—	19.0	—	19.0					
	課長級	規 模 計	88.5	88.5	60.4	—	28.1	—	11.5					
		500人以上	100.0	100.0	—	—	100.0	—	—					
		100人以上 500人未満	87.9	87.9	63.6	—	24.3	—	12.1					
		【参考】 50人以上 100人未満	85.0	85.0	65.0	—	20.0	—	15.0					
全国	係員	規 模 計	90.7	90.3	36.5	6.4	47.3	0.5	9.3					
		500人以上	94.1	93.7	34.2	5.7	53.8	0.4	5.9					
		100人以上 500人未満	89.6	89.1	37.3	6.7	45.1	0.5	10.4					
		【参考】 50人以上 100人未満	82.9	82.0	36.8	6.7	38.5	0.9	17.1					
	課長級	規 模 計	82.8	82.0	32.0	6.0	44.1	0.8	17.2					
		500人以上	79.7	79.1	26.0	5.8	47.3	0.6	20.3					
		100人以上 500人未満	83.8	83.0	34.0	6.0	43.0	0.8	16.2					
		【参考】 50人以上 100人未満	81.1	79.9	35.5	7.3	37.2	1.2	18.9					

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除く事業所数を100とした割合である。

第20表 民間における住宅手当の支給状況

	支給する	支給しない	借家・借間居住者 に対する住宅手当 月額の高給額 の中位階層
山形県	64.8%	35.2%	27,000円以上 28,000円未満
全 国	56.6%	43.4%	32,000円以上 33,000円未満

第21表 民間における通勤手当の支給状況

その1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

	支給する	運賃相当額制	距離段階別 定額制	一律定額制	その他	支給しない
山形県	100.0 [%]	(5.1) [%]	(63.8) [%]	(-) [%]	(31.1) [%]	- [%]
全 国	97.9	(20.7)	(61.7)	(1.9)	(15.8)	2.1

(注) () 内は、通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 自動車使用者に対する通勤手当の月額支給の状況

	距離段階別定額制における支給月額					
距離区分 (片道)	5 km	10km	20km	30km	40km	50km
山形県	4,091 ^円	7,196 ^円	13,586 ^円	19,765 ^円	25,213 ^円	30,644 ^円
全 国	4,134	7,287	13,616	19,872	26,162	32,418
距離区分 (片道)	60km	70km	80km	90km	100km	
山形県	37,465 ^円	43,703 ^円	50,215 ^円	56,163 ^円	64,405 ^円	
全 国	38,726	47,080	53,608	59,820	66,437	

(注) 当該距離段階を設定している事業所を対象に集計した平均支給額である。

第22表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

	係 員		課 長 級		部長級（非役員）	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
山形県	51.7 %	48.3 %	48.5 %	51.5 %	47.9 %	52.1 %
全 国	54.4	45.6	51.2	48.8	50.6	49.4

第23表 民間における定年制の状況等

その1 定年制の状況

	定年制あり	定年年齢		定年制なし
		60歳	61歳以上	
山形県	98.4 %	69.6 %	28.8 %	1.6 %
全 国	99.5	75.1	24.3	0.5

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

その2 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分 \ 項 目		給与減額あり		給与減額なし
			60歳で減額	
山形県	課 長 級	53.0 %	36.3 %	47.0 %
	非管理職	53.0	36.3	47.0
全 国	課 長 級	48.3	34.6	51.7
	非管理職	43.9	31.0	56.1

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（その3において同じ。）。

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

その3 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級		非管理職	
山形県	全 国	山形県	全 国
80.0 %	74.4 %	80.0 %	76.5 %

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

《参考》 民間給与との職務階層別の対応関係表

行政職給料表	民 間 対 応 職 種	
	企業規模 500人以上	企業規模 100人以上 500人未満
9 級	支 店 長 工 場 長 部 長 部 次 長	
8 級	課 長	支 店 長 工 場 長 部 長 部 次 長
7 級		
6 級	課長代理	課 長
5 級		
4 級	係 長	課長代理
3 級		係 長
2 級	主 任	主 任
1 級	係 員	係 員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

4 生計費及び労働経済指標関係資料

令和7年4月の標準生計費算定方法

「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「家計調査」等の次に掲げる大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、「家計調査」における令和7年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの。以下「平均4人値」という。）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

1人世帯については、全国の標準生計費「1人世帯」に、本県の平均4人値を全国の平均4人値で除して得た値を乗じて算定した。

（注） 全国の標準生計費「1人世帯」とは、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」を基礎として算定した令和3年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して、令和7年4月のものとして算定したものである。

第24表 山形市における費目別・世帯人員別標準生計費

費 目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	35,070 ^円	47,370 ^円	60,590 ^円	73,800 ^円	87,020 ^円
住 居 関 係 費	43,940	57,040	47,600	38,170	28,730
被 服 ・ 履 物 費	4,650	3,340	5,320	7,300	9,280
雑 費 I	26,160	38,340	53,390	68,430	83,480
雑 費 II	16,440	26,770	35,020	43,280	51,530
計	126,260	172,860	201,920	230,980	260,040

《参考》 全国における費目別・世帯人員別標準生計費（人事院算定）

費 目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	35,770 ^円	48,320 ^円	61,800 ^円	75,270 ^円	88,750 ^円
住 居 関 係 費	46,760	60,700	50,660	40,620	30,570
被 服 ・ 履 物 費	6,230	4,480	7,140	9,800	12,450
雑 費 I	25,660	37,610	52,370	67,120	81,890
雑 費 II	10,640	17,320	22,660	28,010	33,350
計	125,060	168,430	194,630	220,820	247,010

第25表 労働経済指標

項 目 年 月	賃金・労働時間（毎月勤労統計調査）											
	山 形 県						全 国					
	きまって支給する給与				総実労働時間数		きまって支給する給与				総実労働時間数	
	(調査産業計)		うち 所定内給与		(調 査 産業計)	うち 所定外 労 働 時間数	(調査産業計)		うち 所定内給与		(調 査 産業計)	うち 所定外 労 働 時間数
	金 額 (千円)	前 年 同月比 (%)	金 額 (千円)	前 年 同月比 (%)	(時間)	(時間)	金 額 (千円)	前 年 同月比 (%)	金 額 (千円)	前 年 同月比 (%)	(時間)	(時間)
令和6年 4月	268.2	1.0	249.1	1.6	153.1	11.0	316.5	2.3	291.3	2.5	147.5	12.2
5月	267.3	0.9	248.9	1.5	148.9	10.7	315.0	2.8	290.8	2.9	143.6	11.5
6月	269.6	0.9	250.3	0.9	154.0	11.6	317.1	2.8	292.8	3.0	145.6	11.6
7月	271.0	2.3	251.9	2.5	155.3	10.9	317.5	2.8	292.9	3.0	148.0	11.8
8月	269.4	2.0	250.3	2.0	143.1	10.4	315.9	3.2	291.4	3.2	138.3	10.8
9月	269.6	1.9	250.5	2.0	147.2	10.7	316.5	2.8	292.5	3.1	139.5	11.5
10月	273.3	2.4	253.5	2.7	153.9	11.3	319.1	2.9	293.6	2.9	146.7	12.2
11月	273.7	1.4	253.4	1.5	153.9	11.7	319.9	3.1	293.9	3.1	146.4	12.1
12月	272.7	1.9	252.7	2.1	149.7	11.5	319.9	3.1	294.3	3.1	142.2	11.7
令和7年 1月	274.8	5.3	255.8	5.4	141.0	10.4	314.1	2.6	289.9	2.6	135.0	11.1
2月	276.0	4.7	256.3	4.9	144.8	10.9	313.5	1.8	289.0	1.6	135.6	11.4
3月	276.8	4.8	257.2	4.9	146.7	11.2	316.7	1.4	291.9	1.6	138.1	11.8
4月	276.1	2.9	256.5	2.9	153.8	11.3	324.0	2.3	298.4	2.4	145.4	12.0
5月	275.3	3.0	254.7	2.4	146.4	10.5	321.4	2.0	296.9	2.1	140.5	11.3
6月	280.7	4.0	261.0	4.3	153.8	10.5	324.3	2.3	299.8	2.3	145.2	11.3
資料出所	山形県みらい企画創造部						厚生労働省					

(注) 1 (p) の付されている数値は速報値である。

2 「実質国内総生産（GDP）」は平成27年基準、「きまって支給する給与」の前年同月比、「うち所定内給与」の前年同月比、「消費者物価指数(総合)」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」は令和2年基準である。

3 「きまって支給する給与」、「うち所定内給与」、「総実労働時間数」、「うち所定外労働時間数」及び「常用雇用指数」は事業所規模30人以上の数値である。

生計費（家計調査）				物 価			雇 用			生 産
消費支出（名目） （二人以上の世帯のうち勤労者世帯）				消費者物価指数 （総 合）		国 内 企 業 物 価 指 数	常用雇 用指数 （調 査 産業計）	完 全 失業率 （季 節 調整値）	有効求 人倍率 （季 節 調整値）	実 質 国 内 総生産 （GDP）
全 国		山 形 市		全 国	山形市					
金 額 （千円）	前 年 同月比 （％）	金 額 （千円）	前 年 同月比 （％）	前 年 同月比 （％）	前 年 同月比 （％）	前 年 同月比 （％）	前 年 同月比 （％）	（％）	（倍）	前期比 （％）
345.0	3.2	333.5	△ 3.6	2.5	3.8	0.9	1.1	2.6	1.26	0.7
318.6	2.2	305.4	△ 5.7	2.8	3.9	2.3	1.2	2.6	1.25	
300.2	0.6	273.8	△ 18.0	2.8	3.4	2.6	1.4	2.5	1.24	
312.6	2.0	300.6	△ 6.4	2.8	2.9	3.1	1.3	2.6	1.25	0.3
318.8	2.3	342.3	8.5	3.0	3.5	2.6	1.3	2.5	1.24	
308.4	△ 1.1	342.6	△ 40.1	2.5	2.9	3.1	1.2	2.4	1.25	
327.6	△ 0.9	391.3	25.6	2.3	2.6	3.7	1.4	2.5	1.25	0.6
316.5	4.9	327.3	2.6	2.9	3.4	3.8	1.1	2.5	1.25	
379.2	8.7	387.6	△ 2.4	3.6	4.0	4.0	1.1	2.5	1.25	
331.3	5.8	400.3	23.3	4.0	4.5	4.2	1.1	2.5	1.26	0.1
314.0	2.0	354.1	6.9	3.7	3.9	4.3	1.0	2.4	1.24	
383.0	8.2	418.8	8.9	3.6	3.7	4.3	0.9	2.5	1.26	
363.2	5.3	431.2	29.3	3.6	3.5	4.1	1.1	2.5	1.26	(p)
351.5	10.3	332.0	8.7	3.5	3.2	3.3	1.1	2.5	1.24	0.3
323.2	7.7	335.4	22.5	3.3	3.1	2.9	1.0	2.5	1.22	
総 務 省					山形県 みらい 企画創造部	日 銀 本 行	厚 生 労働省	総務省	厚 生 労働省	内閣府